

こんにちは  
**日本共産党**です

# 国民健康保険の制度活用で、 重い医療費負担が軽減できる

「入院医療費が払いきれない」―日本共産党に相談が寄せられています。総選挙で自公政治を退陣させた国民の力をいかし、いのちと健康を守る政治を「一緒にこころましよう。」

## 病院の窓口負担 軽減制度の利便性向上を約束

血の通った行政のはずが：

6月議会、日本共産党の国民健康保険法44条（医療費の一部負担金減免）の改善を求める提案に、副市長は「担当1人で判断せず、部課長も含め集団で協議し、血の通った行政対応を行う」と答弁しました。

しかし、家族の緊急入院をうけ、入院費の負担を心配し、相談に来た方に、制度内容も説明せず、制度活用に必要な申請書類も渡しませんでした。

「窓口で制度案内、いつでも対応します」

実態を告発し、改善策を示した日本共産党の質問に、「制度の周知徹底ができず、ご迷惑

### 国民健康保険法44条

国保加入者の「権利」として、特別の理由がある被保険者で、医療機関等の窓口負担がでない場合、制度を申請し、市長が認めた場合、窓口負担が減額もしくは免除、猶予できる制度。

惑をかけた」と担当部長が謝罪し、「制度の利便性向上に向け、国保課窓口にあるのを置き、いつでも対応できるように職員に徹底した」9月に流山医師会にも制度徹底をお願いした」と答弁しました。

## 「ご存知ですか

入院した時など病院窓口で支払う負担額は高額です。ましてやワーキングプアの拡大や年金が引き下げられる中、医療費負担を理由に、受診・入院を抑制するケースや借金をするケースなどが報告されています。

## 世論と運動が 厚労省を動かした

厚生労働省は7月1日付けで『生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について』との通知を出しました。その内容は、①医療機関と連携した一部負担金減免等の活用、②国保担当部局と生活保護担当部局との連携、③その他医療機関等との連携強化、相談体制の強化を求めています。

この背景には、派遣村など、国民の医療を受ける権利を守る世論と運動が、とうとう国・厚生労働省を動かしたのです。

## 『限度額認定制度』

を除く限度額までの負担に留め、医療費の負担感を抑えることができます。

流山市では488件（H20年度）の『限度額認定証』が発行されています。

## 保険料の分納世帯でも活用できる

これまで流山市では保険料の滞納を理由に様々な制度活用を拒んできましたが、9月議会では分納誓約等の約束を守り、保険料を納

付されている方も制度を活用できることを認めました。

国保法44条（医療費の一部負担金減免）や限度額認定制度は医療におけるセーフティネットです。ドンドン活用し、いのちと健康を守る政治に切り替えてまいりましょう。



